

企業日本人駐在員の方々に対する滞在許可証の更新手続きの変更について

昨年来、当地日系企業関係者より、コミューンでの滞在許可証の更新までにかかなりの時間を要するため、更新を待っている間に滞在許可証の有効期限が切れてしまい、国外出張にも出られず企業駐在員の業務に支障を来す例もあるとして、ベルギー当局による滞在許可証の更新手続きの改善につき要望がなされておりました。

大使館としても日系企業支援の観点からこの問題を重視し、コミューンに滞在許可証の更新の指示を出す内務省に対し、滞在許可証の更新手続きの迅速化を要請してきたところ、内務省は下記の方法により現状を改善するとして通報がありましたので、以後、新たな手続きに従って日本人駐在員（及び家族）の滞在許可証の更新をお願いいたします。

1. 企業から地域政府の労働当局に対し行う日本人駐在員の労働許可の更新申請に対する右政府当局の承認書類(autorisation d' occupation)が企業に届きましたら、右承認書類の写しを当該駐在員（及び該当する場合はご家族の分も含めて下さい。駐在員ご本人とご家族は同時に更新できるようにします）の滞在許可証の写し及び当該企業から滞在許可証の更新を要請する書簡（様式自由。ただし、内務省から駐在員ご本人に対し、コミューンへ更新を指示した旨連絡されますので、右連絡を受ける駐在員ご本人の e-mail アドレス又は住所を明記して下さい）とともに、内務省に F A X（02-274-66-19）して下さい。

本来であれば、滞在許可証の有効期限が切れる 45 日前～30 日前に更新手続きをすることになっていますが、45 日前以前であっても内務省では F A X を受け付けるとしています。

2. 内務省では、受け取った書類を元にコミューンに対し滞在許可証の更新を指示し、同時に上記 1. に明記された駐在員ご本人の連絡先へもその旨が伝達されます。

3. 上記 2. の連絡を受けた後、コミューンに対し、駐在員（及びご家族）から従来通り滞在許可証の更新申請を行って下さい。コミューンには既に内務省からの更新指示が出ているので、これまでより迅速に滞在許可証が発給されます。

4. 新たな滞在許可証の更新手続きであり、運用当初には内務省やコミューンにおいて混乱が予想されます。その場合は、下記の内務省担当者へご照会下さい。

Mme. Annie Mistler (annie.mistler@ibz.fgov.be)

電話の場合は、Mme. Mortier (02-793-87-17) 又は M. Piens (02-793-87-25)

5. この新たな手続きは、2012年7月1日より運用を開始致します。